

3 市区町村における居住支援法人をいかした取組

(1) 都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供

【制度の概要】

居住支援法人については、住宅セーフティネット法第 42 条に定められる以下の①から④までの全部又はいずれかの業務³⁸（以下「支援業務」という。）を行うこととされ、住宅セーフティネット法第 40 条により一定の基準を満たす NPO 法人等の団体が都道府県知事により指定されている。令和 6 年 3 月末現在、全国で 851 法人が指定され活動している。

- ① セーフティネット登録住宅に係る賃貸事業を行う者からの要請に基づき、セーフティネット登録住宅の入居者の家賃債務の保証をすること。
- ② 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- ④ 上記①から③までの業務に附随する業務を行うこと。

居住支援法人の指定を受けようとする者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 27 条第 1 項により、名称、住所、代表者の氏名、支援業務を行う事務所の所在地、及び支援業務を開始する年月日を記載した申請書を都道府県知事³⁹に提出しなければならないとされている。また、同条第 2 項により、当該申請書には、支援業務の実施に関する計画として、組織及び運営に関する事項や支援業務の概要に関する事項を記載した書類等を添付しなければならないとされている⁴⁰。これらの申請書及び添付書類の様式等は、各都道府県において定められていることから、細部は都道府県により異なっている。

当該申請を受け付けた都道府県において、住宅セーフティネット法第 40 条各号に掲げられている基準に適合するかを審査しなければならないため、国土交通省は各都道府県等に対して通知を発出し、「審査に当たっての具体的な指定基準の考え方については、都道府県において判断することになる」とした上で、同号に掲げられている指定基準の具体的な考え方を例示している（資料 3-①）。これを踏まえて、各都道府県は、「住宅確保要配慮者居住支援法人指定事務取扱要綱」等の審査基準を定めて審査⁴¹を行い、基準に適合した者を居住支援法人として指定している。

また、都道府県知事は、居住支援法人を指定したときは、住宅セーフティネット法第 41 条第 1 項に基づき、指定した居住支援法人の名称、住所及び支援業務を行う事務所の

³⁸ 令和 6 年住宅セーフティネット法改正法により、新たに、賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供を行う業務及び住宅確保要配慮者からの委託に応じて同人の死亡後の賃貸住宅契約の解除や残置物の処理等を行う業務が追加されている。

³⁹ 複数の都道府県の区域で支援業務を行う場合、それぞれの都道府県知事に対して申請する必要がある。

⁴⁰ ある都道府県が様式として定める「支援業務の実施に関する計画書」の注記には、「支援業務の実施に関する組織体制・人員体制などについて、具体的に記載してください」、「実施しようとする支援業務の内容などについて、具体的に記載してください」と記載されている。

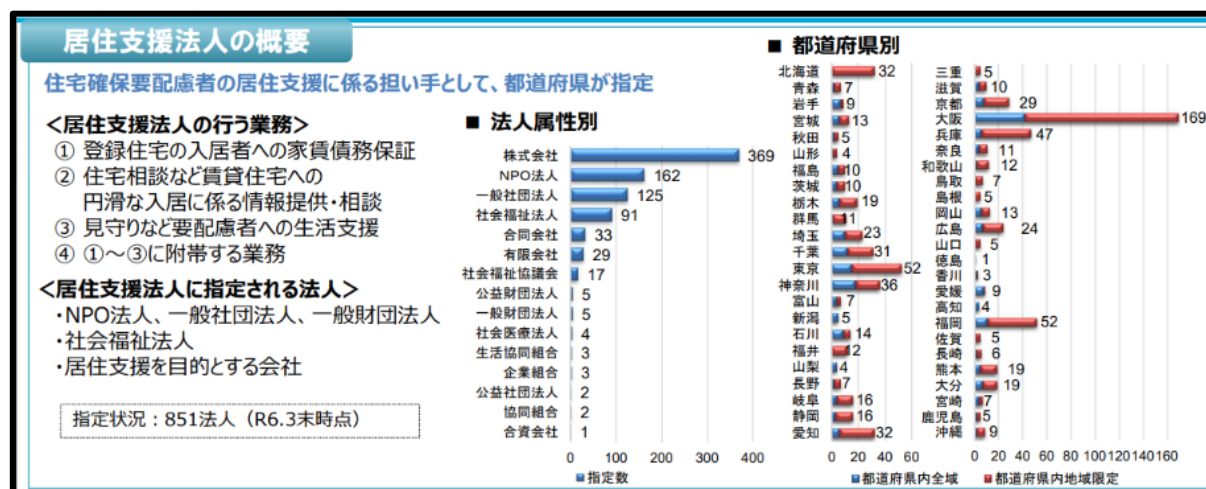
⁴¹ この指定の審査に関する都道府県の事務は、これまで専ら住宅部局で行われていたが、令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行後は、改正住宅セーフティネット法が国土交通省と厚生労働省との共管となることを受け、都道府県の福祉部局においても住宅部局と連携して行われることになると見込まれている。

所在地を公示しなければならないとされている。また、住宅セーフティネット法第 48 条から第 50 条に基づき、都道府県知事は、居住支援法人に対して、監督上必要な命令、報告の求め、検査の実施、指定の取消し等を行うことができるとされている。

以上のように、住宅セーフティネット法の枠組みにおいては、居住支援法人の指定、報告徴収や監督等を都道府県が行うこととされ、専ら都道府県と居住支援法人の関係が規定されている一方で、地域において住宅確保要配慮者への居住支援を行う市区町村と居住支援法人の両者の関係や、居住支援法人の指定に関する都道府県から市区町村への情報提供等の規定は、特段具体的に明記されていない。

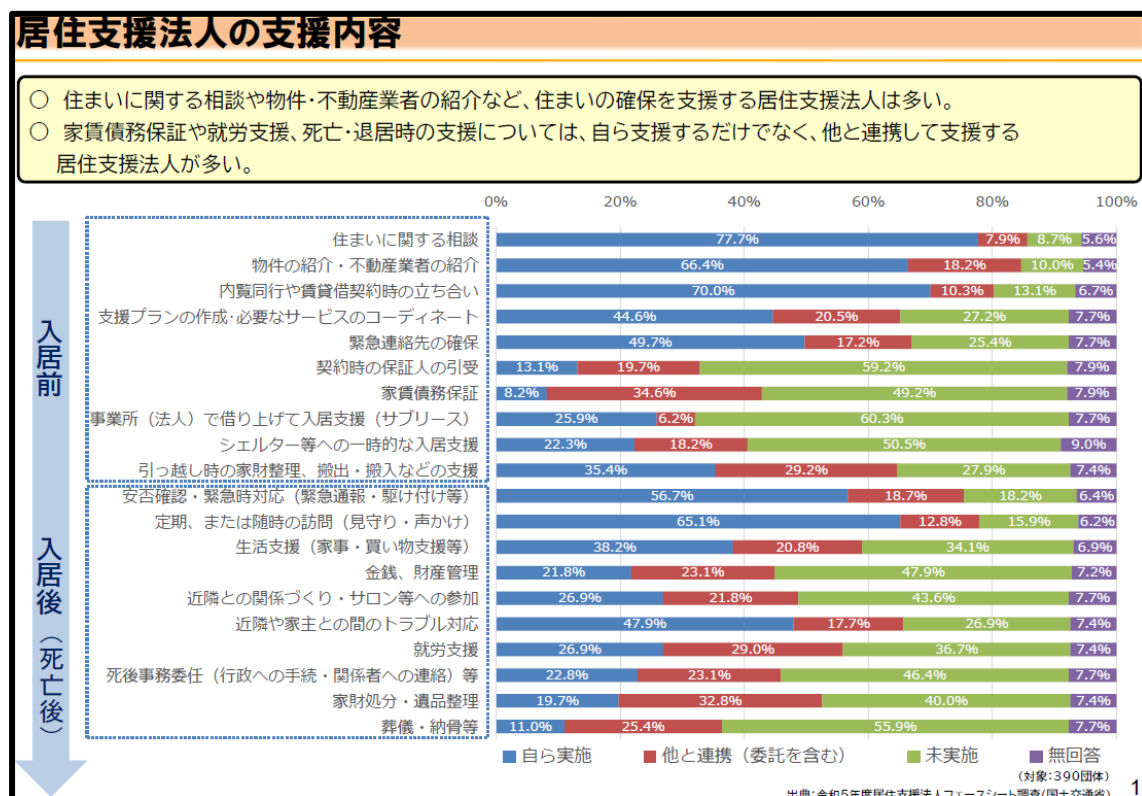
都道府県別の居住支援法人数や支援業務の内容など居住支援法人の概況については、次図のとおりである。

図 3-① 法人属性別の居住支援法人数、都道府県別の居住支援法人数（令和 6 年 3 月末時点）



（注）国土交通省の資料による。

図 3-② 居住支援法人の支援内容



(注) 国土交通省の資料による。

【調査結果】

市区町村と居住支援法人とが連携して居住支援に当たる上では、市区町村に居住支援法人の業務内容等の情報が適切に行き渡っていることがまずは重要であることから、国、県及び市における居住支援法人に関する情報の把握状況や共有状況等について調査したところ、次のような実態がみられた。

ア 国土交通省における取組

国土交通省は、毎年、全国の居住支援法人に対し、その活動状況等に関するアンケート調査を行っており、その結果等を基に同省ホームページにおいて「居住支援法人の問い合わせ先」(資料 3-②)として、居住支援法人の情報を掲載している。掲載されている情報は、居住支援法人ごとに、指定を行った都道府県のほか、法人名、業務エリア(特定の市区町村名を掲載又は「〇〇県内全域」のように包括的に掲載)、支援業務の内容、ホームページの URL、電話番号、メールアドレス、支援の対象としている住宅確保要配慮者の属性(「高齢者」、「障害者」、「低額所得者」等の区分のうち該当するものに「○」)となっている。

また、同省は、「居住支援協議会 設立・運営の手引き」において、「居住支援法人の指定権限を有する都道府県が居住支援法人の情報を市区町村に周知することは、各市町村での居住支援活動を円滑にするため重要」としているが、具体的にどのような情報の周知が重要であるのかについて明確にしておらず、また、都道府県から市区

町村に対して居住支援法人の業務内容や得意分野等の情報が提供されるよう具体的に促す等の取組は特段行っていない。

イ 市の理解

前記2(1)イのとおり、調査対象市の住宅部局の中には居住支援法人との関わりを全く持っていないところや、市内にあることを知らないといったところもみられたことから、居住支援法人の情報に関する要望等を調査したところ、調査対象48市のうち、18市が居住支援法人の情報の把握を希望していた。

把握を希望するとして挙げられた情報を大まかに区分すると、「業務内容・範囲、活動実績」を挙げるところが11市と最も多くみられたところ、調査対象市からは、例えば、「県のホームページで公表されている居住支援法人の支援業務の内容は、全ての法人が一様に同じ記載となっている。居住支援法人ごとの違いが分かるように、より詳しく掲載してもらえると助かる」などとして、より詳細な情報を望んでいる状況がみられた。

また、調査対象市の中には、居住支援法人ごとに対応可能な業務が異なることを踏まえ、例えば、「居住支援法人の体制や、各居住支援法人の得意な分野が見守りなのか、物件のマッチングなのかなどが分からなければ、住宅確保要配慮者からの相談等に対し、下手に答えると相談者の希望とのミスマッチを招くおそれもあるため、居住支援法人を紹介しづらい。」などの理由により、希望する情報として、居住支援法人ごとの「得意分野」に関する情報を挙げる市もみられた。さらには、居住支援法人に関する情報や知見がほとんどないことなどから、特定の種類の情報を明示せず居住支援法人の情報全般を希望する市もみられた(表3-①)。

居住支援法人に関するこうした詳細な情報は、調査対象市からの意見にもあるように、都道府県のホームページで公開されている情報だけでは読み取れないことが多く、また、上記アの国土交通省が公表している情報からも把握することはできない。

他方、こうした市の居住支援法人の活動等への理解不足等に起因して、調査した居住支援法人で、市区町村との関係構築に苦慮している状況がみられた(後記エ(ウ))。

表 3-① 調査対象市が把握を希望する居住支援法人の情報とその理由・支障等

(単位：市)

No.	希望する情報	主な希望する理由、把握していないことによる支障等	該当市
1	業務内容・ 範囲、活動 実績	- 県から提供された居住支援法人一覧表では、それぞれの居住支援法人がどのような業務を実施しているのか詳細に把握することはできない。 - 県のホームページで公表されている居住支援法人の支援業務の内容は、全ての居住支援法人が一様に同じ記載となっている。居住支援法人ごとの違いが分かるように、より詳しく掲載してもらえると助かる。 - 同じ県内の他地域から当市に移住した者が、何らかの理由で仕事を辞めた後、元いた地域に戻りたいが資金がなく当該地域で住む場所をみつけられず困っているという場合、当市では、当該地域で入居可能な住宅を探す術がないので、他の地域の居住支援法人の支援内容や活動実績を把握できれば、支援の幅が広がる。 - 居住支援法人と連携して居住支援に取り組む場合に、どのような連携が可能なのか分からないので、具体的な情報がもらえれば、必要が生じた場合に依頼しやすい。 - 県内の居住支援法人が、どのような内容の居住支援をしているのか、支援実績があるのか、情報の提供が県からあれば今後の業務の参考になるので有り難い。 - 居住支援法人の各種サービスについて、どこまで居住支援法人が担えるのか明確にしてほしい。 - 居住支援法人がシェルターとして管理する物件数情報があれば、居住支援法人を頼りやすい。	11
2	得意分野	例えば、居住支援法人の体制や、各居住支援法人の得意な分野が見守りなのか、物件のマッチングなのかなどが分からなければ、住宅確保要配慮者からの相談等に対し、下手に答えると相談者の希望とのミスマッチを招くおそれもあるため、居住支援法人を紹介しづらい。	2
3	利用料金	居住支援法人の業務範囲及び料金に係るより詳細な情報がほしい。	1
4	体制	居住支援法人の体制が分からないと、相談をつないでも対応できなかったという結果になりかねない。	1
5	居住支援法人の情報全般	- 居住支援法人と連携できるのであればしたいが、情報がなく不安でよく分からない状態であり、どう連携してよいかも分からない。 - どういった居住支援法人であるか分からないところを相談者に紹介することには抵抗があるため、県からの情報提供があれば、役に立つ。	6

		・ 県が指定した居住支援法人の情報については、県から当市の住宅部局には提供されているのかもしれないが、県でも住宅部局と福祉部局の連携をすべきと考えているのであれば、福祉部局にも伝わるように情報提供があれば良かったのではないかな。	
--	--	--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の欄に該当する市があるため、合計は 18 市とはならない。

ウ 県における取組

本項目（1）の「制度の概要」で詳述したとおり、住宅セーフティネット法の枠組みでは都道府県が居住支援法人の指定等を行うとされていることを踏まえ、指定に際して県が把握している居住支援法人の情報等と、その市区町村への提供状況等について調査したところ、次のような実態がみられた。

（ア）指定に際して把握される情報

本項目（1）の「制度の概要」で述べたとおり、居住支援法人の指定に係る申請書及び添付書類の様式等については、各都道府県で定めていることから、調査対象 15 県における居住支援法人の指定に係る申請書の記載項目及び申請者に提出を求めている資料についてみると区々となっていた。しかし、いずれの県においても、支援業務の実施に関する計画等を提出させて、指定後に行おうとする業務内容・範囲、得意分野等を、また、現に行っている業務の概要を記載した書類や居住支援活動の実績を記載した書類等を提出させて、活動実績、得意分野等を把握していると考えられる状況がみられた（資料 3-③）。

（イ）市区町村への情報提供の状況

調査対象 15 県から市区町村への居住支援法人の情報の提供状況については、次のような実態がみられた（資料 3-④）。

① 指定の申請書を受領した際に、11 県は当該申請書等の情報を市区町村に提供していないが、4 県は、申請者の所在市区町村や申請者が業務区域とする旨を申し出た市区町村に対して、指定に係る意見照会のために、これを提供していた。当該 4 県の中には、口頭により申請者から市区町村に情報提供することの同意を得て、申請書等の書類一式を送付しているところもみられた。

② 本項目（1）の「制度の概要」で述べたとおり、居住支援法人の指定が行われたときの公示内容は、指定した居住支援法人の名称、住所及び支援業務を行う事業所の所在地であるが、その内容からはどのような支援業務を行うかは分からない。そこで、指定時における県から市区町村への情報提供についてみると、調査対象 15 県のうち 6 県は特段何も行っていないが、9 県は、居住支援法人の業務区域となる市区町村等に対して、指定した居住支援法人の情報を提供していた。しかし、その中には、新たな居住支援法人を指定した旨を通知する程度にとどまっていた県もみられた。

③ 上記以外における市区町村への直接の情報提供の実施状況についてみると、6 県は特段何も行っていないが、9 県は、居住支援法人の情報をパンフレット等に

まとめるなどして、市区町村に提供していた。中には、毎年度、各居住支援法人に対してアンケート調査を実施して把握した情報を基に、相談窓口の開設状況（受付方法、受付日・時間帯、相談窓口の周知方法、対応する職員数、社会福祉士等の専門職配置の有無）や前事業期間における入居相談の受付件数等の活動実績、「障害者支援事業での経験が豊富」といった居住支援法人の得意分野等、詳細な情報を取りまとめ、これを提供しているところもみられた（事例3-①）。

- ④ このほか、調査対象県のホームページにおける居住支援法人の情報の公表状況については、いずれも、公示義務のある情報を掲載しており、くわえて、詳細な情報ではないが居住支援法人の簡単な概要についてはいずれの県も掲載していた。その中には、県居住支援協議会の活動の一環として「居住支援法人紹介パンフレット」を作成し、居住支援法人の特徴や窓口開設時間・場所等の詳細な情報をまとめ、ホームページで公表しているところもみられた。

このように、市区町村への情報提供の取組については、県によって差があり、これに応じて、県下の調査対象市の反応についても差がみられた。例えば、上記イについての調査対象市への調査の中で、複数の調査対象市から把握希望が聴かれた、業務内容・範囲、活動実績、得意分野についての情報を提供している県において、調査対象市から「県から提供される資料は、入居相談の受付件数や入居契約の成約件数等の詳細な情報が掲載されているため、各居住支援法人の活動状況を把握する上で大変使いやすい」との意見があった（事例3-①）。一方、市区町村に対して提供している居住支援法人の情報が詳細ではない県においては、調査対象市から「県から提供される居住支援法人一覧表では、それぞれの居住支援法人がどのような業務を実施しているのか詳細に把握することはできない」として、より詳細な情報の提供を求める意見があった（事例3-②）。

事例3-① 県から市区町村に対して提供されている居住支援法人の情報が詳細である場合の事例

事例の概要
○県からの調査結果 県内の居住支援法人に関する情報については、毎年度、各居住支援法人の基本情報のほか、<u>居住支援法人の特徴・得意分野（「法人内にケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、地域包括支援センターなどを有しており、ワンストップでフレキシブルに対応できる。」、「障害者支援事業での経験が豊富」などと居住支援法人が自由記述）</u>、事業計画、<u>詳細な活動内容（開設している相談窓口について、その受付方法、受付日時、対応する職員数、社会福祉士等の専門職配置の有無）・実績</u>などを取りまとめた資料を作成し、当県の居住支援協議会の総会において、県内の全市区町村などの構成員にこれを配布している。当該情報の入手に当たっては、毎年度、各居住支援法人に対してアンケート調査を実施し、基本情報の確認のほか、事業計画、詳細な活動実績など、市区町村の担当者が必要と考えられる情報を把握するようにしている。 ○県下の市からの調査結果 当市を活動対象エリアとして活動している居住支援法人については、日常業務においてもつながりのある居住支援法人もあれば、これまで全く接点のない居住支援法人もある。また、つながりがあっても特定のカウンターパートによる、いわゆる属人的なつながりであり、居住支援法人の支援の実態を把握することが難しい状況にある。県から提供される資料は、入居相談の受付件数や入居契約の成約件数等の詳細な情報が掲載されているため、各居住支援法人の活動状況を把握する上で大変使いやすい。 具体的には、居住支援協議会の設立を検討するに当たり、当該居住支援協議会の構成員としてどの居住支援法人に参画をお願いするかを決める際の選定資料や打合せ資料として活用しており、選定に当たっては、できるだけ幅広い属性（低額所得者、高齢者、障害者など）に対応ができ、入居相談の実績が豊富で継続的な運営能力のある居住支援法人に参画してほしいと考えた。 また、居住支援協議会の設立を検討するに当たり、居住支援法人へのヒアリング（意見交換）を実施しており、ヒアリング対象の選定やヒアリング内容を作成する際に活用している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記イについての調査対象市への調査の中で、複数の調査対象市から把握希望が聴かれた、業務内容・範囲、活動実績、得意分野に該当する情報について、下線を付した。

事例 3-② 県から市区町村に対して提供されている居住支援法人の情報が詳細ではない場合の事例

事例の概要
○県からの調査結果 新たに居住支援法人を指定した都度、当県の居住支援協議会の幹事会メンバーに通知を発出して周知している。本通知の別添として、県内の居住支援法人一覧（業務エリア、「入居支援相談」といった業務内容等の一覧）を提供しているが、居住支援法人指定後には、情報の更新等に関する特段の情報提供を行っていない。 なお、当県ホームページにおいて、「都道府県指定の居住支援法人の概要」（本通知の別添と同じもの）を公表している。 ○県下の市からの調査結果 県から提供された一覧表等で県内の居住支援法人の概要を把握しているが、当該一覧では、それぞれの居住支援法人がどのような業務を実施しているのか詳細に把握することはできない。

（注）当省の調査結果による。

（ウ）県の意見

指定事務に際して取得した居住支援法人の情報を市区町村に提供することについて、調査対象 15 県の意見を調査したところ、指定事務に際して取得した居住支援法人の情報を市区町村に提供することは有用との意見もあれば、居住支援法人の情報の取扱い・提供には注意が求められ、提供するには居住支援法人の同意を得る必要があるなどの消極的な意見が聴かれた（表 3-②～④）。

なお、都道府県が行う居住支援法人の指定に関する事務に対する意見も、県及び居住支援法人から聴かれた（資料 3-⑤、⑥）。

表 3-② 指定事務に際して取得した情報の市区町村への提供は、有用との意見

No.	意見の概要
1	指定の際に取得した情報や資料について、市区町村に提供することが難しい、あるいは不要とは考えていない。居住支援法人の情報を市区町村に提供することにより、市区町村の住宅セーフティネット制度への理解の促進につながるとともに、県（住宅部局）と市区町村担当者との連携と信頼関係の構築にも寄与していると考えている。
2	指定事務に際して取得した情報を居住支援法人の概要として整理して市区町村に提供しており、市区町村による居住支援法人の理解と活用の促進に寄与していると考えている。
3	個別の住宅確保要配慮者に対し、どの居住支援法人が対応できるかは市区町村等の支援者にとっては重要な内容であると認識している。市区町村自身がよく分からないものを住宅確保要配慮者にはなかなか紹介しづらいため、居住支援法人の業務内容を分かりやすく示す必要はあると感じており、それは県の役割であると認識している。そのため、当県としても各居住支援法人の取組内容や強みを紹介したいと思っている。他方、内容の正確性が必要であると認識しており、例えば、支援業務の対象者として「障害者」を挙げていても「40 歳まで」、「自立していること」など制限を設けている居住支援法人もあるため、その制約まで示さなければ、市区町村が制約を知らずに、相談者に当該居住支援法人を案内した場合、当該居住支援法人では対応できないだけでなく、当該居住支援法人や相談者から、当該居住支援法人を案内したことについての苦情が市区町村にいく可能性がある。詳細な内容を示すこと自体に問題はないと認識しているが、正確で活用しやすい情報提供の方法については工夫が必要である。

（注）当省の調査結果による。

表 3-③ 指定事務に際して取得した居住支援法人の情報の取扱い・提供には注意が必要、居住支援法人の同意を得る必要があるとの意見

意見の概要
当県は居住支援法人のガイドブックを作成し市区町村に配布しており、既に一定の情報提供は行っていると認識している。それ以上に他の都道府県の例のように県内の市区町村がどういった情報を求めているか不明であり、その効果も不明であるが、市区町村からのニーズがあれば、指定事務に際して取得した申請書等を提供することは可能と考える。ただし、申請書等は、法令上、第三者に提供することにはなっていないため、情報の取扱いには細心の注意が求められ、提供には各居住支援法人の同意を得る必要がある。また、記載されている個人情報等の管理の整理も必要と考える。 なお、例えばプッシュ型で県から全市区町村に同意を得られた居住支援法人の情報提供を実施する場合、同意が得られた居住支援法人と同意が得られない居住支援法人とで取扱いに差が発生する可能性があるため、市区町村から県に「A 居住支援法人の事業報告が欲しい」といった形で、その該当する居住支援法人の同意を得て情報提供するプル型の手法も考えられる。

（注）当省の調査結果による。

表 3-④ 指定事務に際して取得した情報には、市区町村が居住支援業務を行う際に
有用な情報は含まれていないとする意見

No.	意見の概要等
1	○県の意見 当県は、県下の市区町村に対し、居住支援法人名、業務区域、事務所の所在地、対象とする住宅確保要配慮者、業務の内容等の情報を提供しており、それ以外には、特に有用と思う情報はない。 ○県下の市の意見 県居住支援協議会から提供される資料等はあるが、各居住支援法人の活動の詳細（具体的な対応可能な業務の範囲）についてまではイメージできないので、活動の詳細が分かる情報が欲しい。
2	○県の意見 当県は、居住支援法人の指定事務で入手した詳細な情報は市区町村に提供していない。その理由は、現時点において、指定事務の際に収集する情報は、指定基準を満たしているかを確認する趣旨で収集しており、市区町村への情報提供を前提としていないからである。 ○県下の市の意見 県内の他の市区町村にある故郷に移住したいが資金がなく故郷で住む場所をみつけられず困っているという場合、当市では、故郷の地域で入居可能な住宅を探すすべがないので、他市を業務区域とする居住支援法人の支援内容や活動実績を把握できれば、支援の幅が広がる。そのため、当市以外を業務区域とする居住支援法人についても情報（支援内容や活動実績）が欲しい。

（注）当省の調査結果による。

エ 居住支援法人の認識

（ア）指定の申請時に、県に対し提出した情報の県から市区町村への提供に関する受け止め

居住支援法人の指定の申請時に県に提出した情報が市区町村に提供されることに懸念があるかどうかについて調査したところ、調査対象 45 居住支援法人のうち 1 法人から否定的な意見があったが、特段懸念することはなく、提供する方が良いと肯定的な意見を挙げたところが 35 法人あった（なお、その他 9 法人からは明確な回答が得られなかった。）（表 3-⑤）。

表 3-⑤ 指定の申請時の情報が県から市区町村に提供されることに関する居住支援法人の意見

区分	主な意見の概要
肯定的な意見 (35 法人)	- 県から、居住支援法人の指定の申請時に県に対し提出した情報を市区町村に提供することで、市区町村における居住支援法人に対する理解が深まることを期待しており、情報提供に当たっての懸念や支障は特はない。 - 居住支援法人の指定時に県に対し提出した情報に関して、県から市区町村に提供されるに当たり懸念する事項や、提供されると困る事項については、特段思い当たらない。
否定的な意見 (1 法人)	県に提出した書類（財務諸表等）から得られる情報では、居住支援法人の実態を判断できないのではないか。住宅確保要配慮者への対応がいい加減な居住支援法人を知っているが、相談件数だけをみて判断されるおそれがあるのではないか。また、新設の居住支援法人で、担当者は熱心だが居住支援に不慣れなせいで、福祉的支援をセットで対応しなかったため、結局、新居に入居後すぐに福祉施設に入所することになってしまった例も承知している。

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 市区町村への情報提供による効果に関する意見

居住支援法人の指定を受ける際に県に提出した情報が市区町村に提供されることにより市区町村の居住支援に良い効果があると考えるかについて調査したところ、調査対象 45 居住支援法人のうち効果はないとするものが 6 法人みられたが、効果があるとするところの方が 15 法人と多くみられた（なお、効果の有無は不明とするものが 4 法人あり、その他 20 法人からは明確な回答が得られなかった。）（表 3-⑥）。

表 3-⑥ 居住支援法人の情報が県から市区町村に提供されることによる効果に関する意見
(単位：法人)

No.	区分	主な意見の内容	該当法人
1	効果がある	- 各居住支援法人の得意分野等の情報を市区町村が把握でき、個別事案の居住支援法人へのつながりが円滑に進むと考える。 - 居住支援法人の情報や活動状況を市区町村に知ってもらい、居住支援法人の利用が増えれば、新たな居住支援法人の指定につながり、居住支援の裾野が広がることになる。 - 当居住支援法人の事業について、所在市以外の市区町村にも周知が進むことになり、特に周辺市区町村から当居住支援法人所在市に住みたいという住宅確保要配慮者からの相談に対し、周辺市区町村からの情報提供等の協力も得られやすくなるものと思われる。	15

		・ 当居住支援法人の所在市以外の市区町村に当居住支援法人の活動内容について理解してもらえるような情報を提供してもらうと、活動しやすくなる。 ・ 活動内容等の透明性が高いほど居住支援法人の活動内容や課題解決への思いが市区町村に伝わり、市区町村と連携して居住支援を実施する際に円滑な協力体制を確立できると考える。 ・ 居住支援法人自体の知名度が低いと感じている。地方公共団体にも居住支援法人について知ってもらい、相談窓口の一つとして活用してほしい。 ・ 居住支援法人の情報が市区町村に提供されることにより、当居住支援法人の考え方や設立趣旨、特徴（小さな居住支援法人であり、主として実施する事業の傍らボランティアで運営しているため、臨機応変に対応できない、昼休みや終業後でないと連絡が行えない。）を理解してもらいたい。 ・ 現在、市民、福祉関係者、行政関係の職員などに居住支援法人の存在が知られていない。居住支援法人がどのような活動をするのが理解されていないことが分かったので、市区町村に居住支援法人のことを知ってもらうことは大切である。 ・ 居住支援法人の理解が進むことを期待する。	
2	効果はない	・ 居住支援法人の指定の申請時の情報には、登記事項証明書や財産目録、貸借対照表などあるが、これらが市区町村に提供されても居住支援が円滑に進むような情報ではない。なお、居住支援法人の実施計画及び実績報告についても同様に、これらが市区町村に提供されても居住支援が円滑に進むような情報ではない。 ・ 居住支援への関心が薄い市区町村の場合には、県から居住支援法人の情報が提供されても意味がないと思う。 ・ 現在でも、居住支援に係る市との関係は既に円滑である。県から市区町村に対して新たに居住支援法人の情報が提供されることで今より更に市との関係が円滑になると考えられるような情報はない。 ・ 市区町村の対応が変わる等の効果が生じるとは考えられない。 ・ 居住支援法人の居住支援協議会への参画が重要であり、情報提供に意味はない。	6
3	効果の有無は不明	・ 県から居住支援法人の情報を市区町村に提供することに意義があるかどうかは分からない。 ・ 居住支援法人の情報で居住支援法人の実態を判断できるかどうかは疑問である。 ・ 既に居住支援に係る市との関係は円滑であり、今以上に円滑になるかは不明である。	4

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 市区町村における居住支援法人の活動等の理解不足

調査対象 45 居住支援法人の中には、居住支援法人の活動等に対する市の理解不足により、市との関係構築に苦慮しているところとところが 9 法人みられた。市区町村が居住支援法人の活動等についてよく知ること、このような事態の発生を防ぐことにもつながると考えられる（事例 3-③）。

事例 3-③ 居住支援法人の活動等に対する理解不足により、市との関係構築に苦慮しているとする居住支援法人の主な例

No.	主な事例の概要
1	死後事務のうち、葬儀執行や身元の引受けは行政（居住支援法人所在市）も関係することになるが、市役所の担当職員により対応が異なり、中には何でも当居住支援法人が対応できると誤認している職員がいるため、行政の協力が得られずに、対応に困難を極めたケースもあった。 具体的には、当居住支援法人は賃貸住宅契約時に連帯保証人不在の人に対して、求められる保証を実施しているが、亡くなった人の葬儀執行や身元の引受けは行っていないところ、市から葬儀執行や身元の引受けまで当居住支援法人が行うよう依頼されたことがあった。入院先の病院で亡くなった人のケースであったが、速やかに市において葬儀執行や身元の引受けを行ってもらえなかったため、当居住支援法人が市と病院や関係機関との間に入り手続の調整をしなければならないなど、スムーズな調整を行うことができず、病院や葬儀社等の関係機関にも迷惑をかけた。 なお、最終的には、市が葬儀執行と身元の引受けを実施した。
2	建物の所有者が事業者に一括して建物を賃貸する「賃貸借」契約であるマスターリース契約と比較して、建物の所有者から事業者が借りた建物を入居者に貸すという、いわゆる「転貸借」契約であるサブリース契約の場合、入居に際しての必要な費用が高くなる傾向にある。サブリース契約について知識がないまま、なぜ初期費用や賃料がこれほど高いのか、貧困ビジネスではないのかと市の職員から言われたことがある。このような経験から、市区町村の担当職員の居住支援に関する知識や居住支援法人に対する理解度が向上すると、不要な誤解を招くことなく住宅確保要配慮者への円滑な支援につながると考える。
3	令和 6 年度に 3 回、市の住宅部局に接触したにもかかわらず、居住支援に対する関心が低く、同部局の職員からは名刺さえももらえていない。令和 6 年 6 月には当居住支援法人主催で近隣の居住支援法人や関係機関等と勉強会を開催し、同市（住宅部局）にも参加を呼び掛けたが、欠席の連絡が来た。

（注）当省の調査結果による。

【まとめ】

前記 2 (1) イのとおり、調査対象市の住宅部局の中には居住支援法人との関わりを持っていないところや、居住支援法人が市内にあることを知らないといったところもみられたところ、本項目 (1) でも、調査した居住支援法人において、居住支援法人の活動

等に対する市の理解不足に起因して市との関係構築に苦慮している状況がうかがわれた。これらを併せて考えると、市区町村と居住支援法人とが連携した居住支援を推進していくためには、まずは市区町村において個々の居住支援法人への理解を深めていくことが重要である。

この点、本項目（１）イのとおり、市において居住支援法人の情報の把握の希望を調査したところ、調査対象 48 市のうち 18 市から、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野等の詳細な情報の提供を望む意見が聴かれたところである。

他方、住宅セーフティネット法の枠組みにおいては、居住支援法人の指定等の事務は都道府県が行うこととされており、本項目（１）ウのとおり、都道府県は居住支援法人が行う支援業務の内容や実績等の情報を把握していると考えられ、調査対象県の中には、その詳細な情報を市区町村に積極的に提供し、市区町村の居住支援法人に対する理解の増進に資する取組を講じているところもみられた。

また、そのようにして市区町村に情報提供されることに関する居住支援法人の認識としては、本項目（１）エのとおり、情報提供自体についての懸念は特にないとするとところが多く、また、情報提供されることによる効果についても、効果がないとするものよりも、円滑な居住支援に資する等の効果があると考ええるものの方が多くみられた。

既に国土交通省の「居住支援協議会 設立・運営の手引き」においては、「居住支援法人の指定権限を有する都道府県が居住支援法人の情報を市区町村に周知することは、各市町村での居住支援活動を円滑にするため重要」と明記されているが、調査結果でみられたように、依然として居住支援法人の情報が市区町村に行き渡っておらず、居住支援法人もその点の改善を求めている状況がみられたところである。

以上のことから、改正住宅セーフティネット法における居住支援法人の指定の申請に関する規定については国土交通省及び厚生労働省の共管とされたことも踏まえ、両省においては、改めて都道府県に対して、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野等の居住支援法人の情報について、詳細に分かりやすく市区町村に提供するよう促すことが必要である。その際、都道府県がどのような情報をどの程度提供すべきか検討する際の参考となるよう、詳細に分かりやすく居住支援法人の情報を市区町村に提供している都道府県の好事例を示すことも必要と考えられる。

くわえて、本項目（１）ウのとおり、調査対象県から、指定に係る申請書等の情報の提供には注意が求められ、居住支援法人の同意を得る必要があるとの意見があったことから、国土交通省及び厚生労働省は、情報の提供について、都道府県が居住支援法人の同意を得ておくことや、居住支援法人の希望を把握しておくことについての必要性を検討し、同意の取得や提供希望の把握が必要という場合にはその方法を検討し、方法の例を都道府県に示すことも必要ではないかと考えられる。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、市区町村における居住支援法人をいかにした居住支援の取組の推進に資するため、都道府県に対して、指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）を市区町村に提供するよう促すこと。

(2) 居住支援法人の円滑な活動

【調査結果】

ア 国土交通省等における取組

前記(1)アのとおり、国土交通省は毎年、全国の居住支援法人に対するアンケート調査を行い、その結果等を基に居住支援法人の活動状況をホームページにより公表している。

また、同省は、居住支援法人の活動の支援に資するため、「居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）」（国の100%補助）（資料3-⑦、⑧）を平成29年度から実施している。令和6年度の同事業では、居住支援法人が応募する条件として「地方公共団体や市区町村居住支援協議会との一定の連携」が追加され、居住支援法人から市区町村に対し連携を求める動機付けがされている（資料3-⑨）。

なお、令和6年度には、同省において、居住支援法人等が活用できる新たな補助事業（居住支援法人等が連携して実施する、賃貸人等の不安感の軽減に資する先導的な取組に対して支援を行うモデル事業）である「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」が開始されている。

さらに、令和7年4月1日の令和6年生活困窮者自立支援法改正法の施行により、地方公共団体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うに当たって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとされるなど、厚生労働省は、地方公共団体に対し、居住支援法人との各種業務における連携した取組を促している。

国土交通省の「居住支援協議会 設立・運営の手引き」では、居住支援協議会と居住支援法人の連携に関連して、「居住支援法人と連携することで、居住支援の現状や課題の把握ができ、協議会活動の事業計画・検討の参考になる他、効果的・効率的な居住支援体制の構築につながります」、「居住支援法人の活動を把握することは、居住支援協議会活動の参考になることの他に、居住支援法人の質の担保をする上で重要です」とし、その必要性・重要性に触れるとともに、都道府県や市区町村の居住支援協議会における「居住支援法人連絡協議会の設置」等の各地の取組例を紹介している。

しかし、住宅確保要配慮者からの相談対応における、市区町村の各部局と居住支援法人との連携方法や連携の際の留意点について、当該手引においては説明されていない。

イ 活動上の支障に関する居住支援法人の意見

前記2(1)イのとおり、調査対象市の住宅部局の中には居住支援法人との関わりを全く持っていないところや、居住支援法人が市内にあることを知らないといったところもみられたことに加え、本項目(1)でも、調査した居住支援法人において、居住支援法人の活動等に対する市の理解不足に起因して市との関係構築に苦慮している状況がうかがわれた。そこで、実際の支援業務を行う上でどのような支障が生じたことがあるかなどについて居住支援法人を調査したところ、次のような実態がみられた。

- ① 調査対象 45 居住支援法人のうち 4 法人において、住宅確保要配慮者に関する情報が個人情報であることなどを理由に市区町村から十分な情報提供が行われなかったため支援を進める上で対応に苦慮したことがあったとしたものがみられた（事例3-④）。

事例 3-④ 必要な情報が提供されなかったため対応に苦慮したことがあったとした居住支援法人の事例

No.	事例の概要
1	市から緊急連絡先となることについて依頼があった際、なかなか相談者の名前や住所、家族構成等の詳細な情報が提供されず対応に困ったことがある。時間を掛けてようやく聞き取ることができたが、市から緊急連絡先となることを当居住支援法人に依頼する際、家庭内にどのような問題があるのか、家族構成等の情報を市から提供すべきである。そのような情報がなければ引き受けるかどうか判断できない。
2	賃貸住宅で亡くなった住宅確保要配慮者の残置物処理を行う際には、死亡診断書等の証明書があれば、それを添付して加入している保険の請求を行うことができるが、市は個人情報が含まれていることを理由に、死亡診断書等の証明書を提供してくれない。それが無理であっても火葬場の名称等の情報でもよいのに、それさえも市は個人情報が含まれていることを理由に提供してくれない。居住支援法人が支援業務に当たって必要な情報について、市区町村が提供を拒むことがないよう、国から市区町村に対して周知が必要ではないかと考える。
3	市が住宅確保要配慮者の相談を受けた後、当居住支援法人の承諾を得ないまま一方的に、当該住宅確保要配慮者に対して、当居住支援法人から連絡をさせる旨を伝えることがある。当居住支援法人として、対応可能であるのかどうか、当該住宅確保要配慮者に関する十分な情報がなく、支援の方向性について市区町村との協議もないまま丸投げされたとしても対応に苦慮することもあり、適当ではない。
4	相談者の中には、生活保護を申請する相談者もあり、生活保護を受給できるかどうかで入居の可否が決まる場合もある。相談者本人では市区町村に対し自身の状況をうまく伝えられない場合に、当居住支援法人の担当者が生活保護に関する問合せを電話で行うことがあるが、代理での問合せは市区町村から断られる。

(注) 当省の調査結果による。

- ② また、市区町村との間で適切な連携が図られず、難しい案件への対応を強いられたことがあるとするものや、支援を進める対応を円滑に行うことができなかったことがあるとするものも、7 法人でみられた（事例 3-⑤）。

事例 3-⑤ 市区町村との間で適切な連携が図られず難しい案件への対応を強いられたこと等があるとする居住支援法人の主な事例

No.	事例の概要
1	市地域包括支援センターから住宅確保要配慮者への対応について相談を受け、当初は当居住支援法人と同センターの両方で連携して対応するものと思っていたが、その後、同センターから、同住宅確保要配慮者の強制退去が 3 日後であると連絡があった。また、市の居住支援協議会からも、当居住支援

	法人に対し、同住宅確保要配慮者への根本的な居住支援活動が困難であるとして相談があったため、一緒に連携をして解決することを打診したところ、市の居住支援協議会からは、「その方が相談に来て迷惑だった」などとして、協力が得られなかった。退去までの時間がなかったため、やむを得ず、市の居住支援協議会や関係各課を集めて臨時会議を行い、議論した結果、当居住支援法人のシェルターに緊急入居させることとした。 その後、同住宅確保要配慮者は公営住宅に入居することとなったが、それまでの 1 か月間の当居住支援法人のシェルターの使用料や光熱費は当居住支援法人の持ち出しとなり、一切、行政からの補助はなかった。それにもかかわらず、公営住宅については、管理業者から 2 か月分の敷金等の請求が市になされたところ、同住宅確保要配慮者は当居住支援法人等の支援の上で生活保護を受け、当該生活保護費から支払われている。 市の当居住支援法人との連携、対応、配慮等に不満はあるが、同住宅確保要配慮者が大事に至らずよかったと収めている。
2	市から当居住支援法人を教示されたとして住宅確保要配慮者から相談を受けることがあるが、事前に市から、こういう者が相談に行くとの情報提供がないことがあった（理解ある各課の担当者からは事前相談あり。）。それぞれの居住支援法人がどのようなことを担えるかを理解せず、対応が難しい案件（刑余者等が関与する案件）を安易に居住支援法人に押し付けているのではないかと思える節がある。
3	自傷他害のおそれがある人への対応については、常にリスクが伴うにもかかわらず、そのような住宅確保要配慮者の対応の全てを任されるケースが多い。
4	死後事務のうち、葬儀執行や身元の引受けは行政（居住支援法人所在市）も関係することになるが、当該市役所の担当職員により対応が異なり、中には何でも当居住支援法人が対応できると誤認している職員がいるため、行政の協力が得られずに、対応に困難を極めたケースもあった。 具体的には、当居住支援法人は賃貸住宅契約時に連帯保証人不在の人に対して、求められる保証を実施しているが、亡くなった人の葬儀執行や身元の引受けは行っていないところ、市から葬儀執行や身元の引受けまで当居住支援法人が行うよう依頼されたことがあった。入院先の病院で亡くなった人のケースであったが、速やかに市において葬儀執行や身元の引受けを行ってもらえなかったため、当居住支援法人が市と病院や関係機関との間に入り手続の調整をしなければならないなど、スムーズな調整を行うことができず、病院や葬儀社等の関係機関にも迷惑をかけた。 なお、最終的には、市が葬儀執行と身元の引受けを実施した。（再掲）
5	緊急性の高い DV 被害者からの相談への対応に当たり、市及び女性相談支援センター（県管轄）に相談したものの、管轄や所掌等を理由として、複数の部署の窓口にそれぞれ相談せざるを得なかったことなどから、進展がないまま 1 か月経過した経験がある。

（注）当省の調査結果による。

- ③ 以上のほか、市区町村と連携して住宅確保要配慮者への居住支援を進めていく上で改善が望まれるものとして、7 法人から様々な意見・要望が聴かれた（表 3-⑦）。

表 3-⑦ 居住支援を進めていく上で改善が望まれるとする意見・要望の例

No.	意見・要望の概要
1	住宅確保要配慮者の中には、家賃の滞納だけではなく居室損壊などの迷惑行為が原因で入居契約の解除を求められる者がいる。このような事案が一度でも発生すると、賃貸住宅の大家や管理会社は、以後、住宅確保要配慮者に貸さなくなるので居住支援の支障となる。そのため、支援する住宅確保要配慮者には迷惑行為や家賃滞納をしないように援助することが欠かせない。 住宅確保要配慮者への援助・支援には、居住支援法人、障害福祉サービス事業者、介護保険事業者、訪問看護事業者等複数の関係者が関与するため、これらの者が当該住宅確保要配慮者の生活状況や支援情報を電子カルテのような形式で共有できる仕組みが構築できれば、支援・援助が円滑になる。国土交通省、厚生労働省は多職種の関係者による個人情報の共同利用について整理・検討してほしい。
2	当居住支援法人は、県内の複数の市区町村から自立相談支援事業を受託しているが、個人情報の取扱いについては、厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」で示された様式を参考にし、「個人情報に関する管理・取扱規程」を作成しており、個人情報の取扱いについて整理できている。一方で、不動産事業者などの国土交通省が所管する業種の会社が居住支援法人である場合も同様に、個人情報について、慎重に取り扱われることが望ましい。
3	当居住支援法人では、受け付けた相談について、その対応内容を記録すること等のため、国土交通省から提供されているアセスメントシート⁴²の様式を活用しているが、当該シートに関係者への個人情報の提供等について同意を得ているか否かを記載する欄があればよい。
4	新しい住宅を探して住宅確保要配慮者の入居につなげるまでには審査等もあり 3 週間は必要であることから、できれば、市区町村には余裕をもって相談してもらいたい。
5	当居住支援法人が所在する市の居住支援協議会には構成員として居住支援法人が参画していないことから、居住支援協議会を運営する社会福祉法人職員の居住支援法人に対する理解度が上がっていない。居住支援協議会の対応は、居住支援協議会や市が対応できない相談事案を居住支援法人や一般の不動産業者に丸投げし、入居前の支援、入居先の物件案内、見回り等の入居中の支援といった、本来のセーフティネット住宅に求められる居住支援等を行わず、「支援しているつもり」であると感じるが、そうではなく、居住支援協議会、居住支援法人、福祉支援等を担う他の支援団体等が協力しながら居住支援を進める体制を構築すべきである。現場で動いている居住支援法人

⁴² 国土交通省が居住支援協議会に対し、「居住支援協議会等活動支援事業（居住支援協議会向け）」における参考資料として提供している資料であり、受け付けた相談内容を行政機関側で共有するためのシートのひな形である。

	が参画していない居住支援協議会は、実際の対応事例に対しての協議が行われないため、機能しない。 市の居住支援協議会の窓口相談しても、時間が掛かり解決につながらないことが分かっているため、市の居住支援協議会の別の支援部門担当者や、市や他の市区町村の担当者は、居住支援協議会の窓口を通さずに、当居住支援法人に直接相談してくる現状にあり、そのような居住支援協議会の窓口は不要との声もかなり上がっている。
6	市や居住支援協議会の相談窓口からの紹介で相談があったことはない。同相談窓口でどの程度相談を受け、どのような対応をしているかの情報を開示してほしい。
7	市の担当者からは、時々電話で市が受けている居住支援の相談について照会や相談の連絡が来るが、こちらがその場で物件を紹介した後は音沙汰がなく、相談が解決したのか気になるため経過報告をしてほしい。また、市においては居住支援をどの部署が担当しているかも分からない状況なので、同市における居住支援の取組をつまびらかにしてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

- ④ また、調査対象とした居住支援法人からは、安定的な体制を維持していくことで、支援を必要とする住宅確保要配慮者への適切な支援が可能となるため、国土交通省の「居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）」などの支援の有用性及び重要性を認めた上で、次のように居住支援法人の安定的な体制整備に資する支援の継続・充実を求める意見・要望が20法人から聴かれた（表3-⑧）。

表3-⑧ 安定的な体制整備への支援に関する居住支援法人からの主な意見・要望

No.	分類	意見・要望の概要
1	補助金額、加算関係	居住支援法人の活動への補助金の交付については、住宅を必要とする住宅確保要配慮者に住宅を確保する、いわゆるマッチングの実績を踏まえて加算がなされるような適正な配分方法に戻してほしい。実績のある頑張る居住支援法人に補助が多く配分される仕組みに戻してほしい。活動を行えば行うほど運営が苦しくなる現行の補助制度はおかしい。住宅確保要配慮者の入居に結びついた実績が補助金の額に全く加味されない。年間マッチングを50件以上行っている居住支援法人も年間2、3件しか行っていない居住支援法人も補助金の額がほとんど変わらない。活動すればするほど赤字になるということであれば、熱意のある居住支援法人の誕生や継続は望めず、国が掲げる理想とはかけ離れていくことになる。
2		居住支援法人に対する補助金が年々減額されており、死後事務委任や家賃保証を行いたいと考えても財政的に厳しく、手が出せないのが現状である。居住支援法人の中には、200万円程度の補助額に対して日報の作成や中間報告、国土交通省の審査に向けた準備等を行うのが重荷となっていたり、居住支援の活動よりも運営のための事務費の方がかさんだることから、居住支援を取りやめるところも出てきている。補助要件の緩和によ

		って居住支援法人が居住支援を円滑に実施できるよう環境整備を行うことが必要だと考える。
3		居住支援は単に入居先の確保の支援に終始するだけでなく、入居後の見守り、病院等への同行など福祉的な支援もある。現行の補助制度は、例えば、見守りサービスを実施していることで補助上限額が引き上げられるが、次年度も同じように引き上げられるのか分からない。特に福祉サービスの行き届いていない地域では、居住支援法人がその部分を担っているところもあり、見守りサービスを実施している居住支援法人に対しては今後も継続して補助上限額を引き上げてもらいたい。
4		補助の対象が1月までの活動に限られていることから、2月、3月は自費で活動せざるを得ない状況となっており、現行の補助金制度については、この点で最も困っている。
5		将来的に、入居中支援の役割が重要になってくるのではないかと考えているため、居住支援法人の入居中支援を補助金の加算対象とするなど、補助制度の内容をきちんと見直ししてほしい。
6		入居後支援のウェイトは福祉面からの取組の方が、住宅面からの取組よりも重いと考えられることから、厚生労働省サイドの関わりが大きくなるため、同省からも居住支援法人に対する補助金等による支援をお願いしたい。
7		補助金の手厚くなれば、居住支援法人の指定を受けたいと思う公益社団法人やNPO法人が増え、居住支援の質の向上につながるのではないかな。
8	補助の事務手続について	補助事業の最終実績報告の期限が2月末とされている一方で、補助金の入金が3月末から4月頭であることから、補助金決定額がすぐには分からず、事業の見通しが立てづらい。早期の補助金額の決定・入金を望む。
9		補助金受給のための実績報告を作成するに当たって、どの対応が報告の対象になるのかの判断に苦慮している。当居住支援法人は不動産を所有していることもあり、大家としての役割と居住支援法人としての役割との境界について、報告に当たって迷うことがあるため、具体的に明示してもらえると有り難い。
10		令和5年度の補助金額について、提出する「相談対応シート（アセスメントシート）」の様式を規定の様式と類似の任意の様式で提出したため、必要な情報が網羅されていないとして申請額よりも大幅に削減された。書式は8月頃に決まるが、既に前年度の書式をベースに運営していたため、年度途中で大幅な作り直しはしなかった。その結果、対応案件とみなしてもらえなかったようである。また、「相談対応シート」には相談者の名前や住所を記載することとされているが、電話やインターネットで相談を受け付ける段階では、匿名や偽名、住所不定の者も多く、記載できない。不動産系の居住支援法人は、不動産をあっせんするための受付段階で受付シートのようなものがあり、必要な情報を記入してもらえるが、当居住支援法人のような福祉系の業態では、そのような受付はしていないため、その点を考慮してほしい。業務日誌についても、前年度の様式をベースに作成

		しているが、加算項目の変更により、年度によって必要・不要な欄が変わり、対応することが手間であると感じている。
11		補助金の申請には、毎日の業務日報が必要となるなど、必要書類の作成が複雑・煩雑なので、簡素化してほしい。
12		補助金受給のための報告を、年度途中で数回行わなくてはならない点が負担であるので見直してほしい。また、正規雇用であることの裏付けとして勤務日報を報告しているが、その様式が年度途中で変更されたり、報告対象時期及び報告時期が変更されたりすることも負担である。
13	その他 (市区町村への補助の実施要望)	国の補助金はいつか終了してしまうことが予想される。市区町村が居住支援事業の補助を実施しない限り、活動は続けられない。「住宅の確保に問題を抱えている者＝ホームレス」という認識を改め、地域に住居の問題を抱えている人たちが多くいるという考えの下、補助事業として早急に実施してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

【まとめ】

「居住支援協議会 設立・運営の手引き」においては、居住支援法人与市区町村及び都道府県の居住支援協議会との連携の必要性・重要性が触れられている。

しかし、市区町村と居住支援法人との関係については、本項目(1)でみたように、市の居住支援法人に対する理解度が低く、居住支援法人が市との関係構築に苦慮している状況がみられるなど課題があり、本細目イでも、調査した居住支援法人において、住宅確保要配慮者に関する情報が個人情報であることなどを理由に、行政から十分な情報提供が行われなかったため支援を進める上で対応に苦慮した事例や、市区町村との間で適切な連携が図られず、難しい案件への対応を強いられたことがあるとするもの等がみられたところである。

また、こうした事例が発生している背景としては、前記2(1)及び3(1)からうかがえるように、一部の市ではいまだ居住支援法人の情報が不足し、居住支援法人の業務内容や役割等を十分に理解していない状況があることから、こうした点を考慮の上、居住支援法人の円滑な居住支援活動の実施に資するため、例えば上記の手引等において、居住支援法人との連携に関して留意すべき事項を整理して示すことが必要である。

なお、留意すべき事項としては、例えば、次のようなことが考えられる。

- ・「(国土交通省が、居住支援法人への依頼内容に応じて市区町村が提供すべき情報を整理し、ガイドライン等で周知した上で)居住支援法人に業務を依頼する際に、市区町村から提供する情報について、事前に、依頼する内容ごとに市区町村と居住支援法人で整理しておく。また、居住支援法人に相談者の情報を実際に提供する場合には、相談者から同意を得ておく」
- ・「市区町村が居住支援法人の業務内容や役割等をよく理解した上で相談対応や支援の実施等を依頼する」
- ・「市区町村が居住支援法人に相談対応や支援の実施等を依頼する場合には、時間的な余裕をもって居住支援法人に相談する」

また、調査対象の居住支援法人からは、持続的な居住支援に資するため、引き続き国の財政措置（補助金分配等における算定・加算方法の見直しを含む。）や、補助事務手続の見直し、報告対象となる実績の範囲の明確化を求める意見が多く聴かれたところであり、地域において居住支援を行う主体としての居住支援法人の重要性に鑑みると、これらの意見も踏まえた居住支援法人の支援を検討する必要がある。

【所見】

国土交通省及び厚生労働省は、両省において協議の上、居住支援法人の円滑な居住支援活動の実施に資するため、市区町村に対して、居住支援法人との連携に関し留意すべき事項を整理し、提示すること。

また、国土交通省は、居住支援法人が地方公共団体と連携しながら行う、地域のニーズ・状況に応じた効果的な支援の実施に資するため、居住支援法人に対する補助事業について、補助要件や事務手続の見直しを検討すること。